

※別添写しについては添付を省略しています。

消表対第39号
令和6年1月30日

興和株式会社
代表取締役 三輪 芳弘 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ウイルス当番」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年12月28日から令和4年7月23日までの間、商品パッケージにおいて、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「ウイルス・菌の除去」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「表示内容」欄記載の期間にわたり、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合

理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 興和株式会社（以下「興和」という。）は、名古屋市中区錦三丁目6番29号に本店を置き、雑貨の販売等を営む事業者である。
- (2) 興和は、本件商品を小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 興和は、本件商品に係る商品パッケージ、「コーワ健康情報サイト」と称する自社ウェブサイト及び「ウイルス当番ブランドサイト」と称する自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

- (4)ア 興和は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年12月28日から令和4年7月23日までの間、商品パッケージにおいて、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「ウイルス・菌の除去」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「表示内容」欄記載の期間にわたり、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、興和に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、興和は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、興和が自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所
令和3年1月28日から令和4年7月23日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・ウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げるイラスト ・「ウイルス・菌の除去」 ・「<u>簡単置き型タイプ</u>」 ・「<u>使用方法</u>※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「<u>使用場所</u> リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「<u>リビング</u>」,<u>「寝室</u>」,<u>「玄関</u>」及び「<u>キッチン</u>」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「<u>使用の目安</u>」として、「洗面所・トイレ等 1～3畳 約2ヵ月間」及び「リビング等 6～8畳 約1ヵ月間」と記載された表 (別添写し1) 	リビングや玄関等の室内に設置する	リビングや玄関等
令和3年1月28日から令和4年7月24日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「空間除菌 <u>ウイルス除去</u> <u>除菌</u>」 ・「<u>簡単置き型タイプ</u>」 ・「<u>使用方法</u>※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「<u>使用場所</u> リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「<u>リビング</u>」,<u>「寝室</u>」,<u>「玄関</u>」及び「<u>キッチン</u>」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト 		

令和3年1月28日から令和4年7月23日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「使用の目安」 1～3畳で約2ヵ月間、6～8畳で約1ヵ月間」 (別添写し2) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ2ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・ウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラスト ・「ウイルス・菌の除去」 ・「簡単置き型タイプ」 ・「使用方法」※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「使用場所」 リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「キッチン」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「使用の目安」 3～12畳で約2ヵ月間」 (別添写し3) 	
令和3年1月28日から令和4年7月24日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ2ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「空間除菌 ウイルス除去 除菌」 ・「簡単置き型タイプ」 ・「使用方法」※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「使用場所」 リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「キッチン」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「使用の目安」 3～12畳で約2ヵ月間」 	

	<p>(別添写し4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「およそ3ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・ウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げにくいイラスト ・「ウイルス・菌の除去」 ・「簡単置き型タイプ」 ・「使用方法」※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「使用場所」 リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「キッチン」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「使用の目安」 3～12畳で約3ヵ月間」 		
	<p>(別添写し5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「およそ3ヵ月用」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「空間除菌 ウイルス除去 除菌」 ・「簡単置き型タイプ」 ・「使用方法」※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「使用場所」 リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「キッチン」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「使用の目安」 3～12畳で約3ヵ月間」 		

令和3年1月28日から令和4年3月28日までの間	「コーワ健康情報サイト」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「身近にひそむウイルス・菌に二酸化塩素の除菌パワー」 ・「二酸化塩素の除菌パワーがウイルス・菌を除去！」 ・「二酸化塩素の酸化作用により、ターゲットとするウイルス・細菌の構造を変化させてその機能を低下させます。」 ・「ウイルス当番は持続的に二酸化塩素を発生させます」 ・「二酸化塩素の酸化作用により細菌、ウイルスなどの構造を変化させて機能を低下させます。」 ・「およそ2ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「二酸化塩素の除菌パワーがウイルス・菌を除去します。」 ・「およそ3ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「身近にひそむウイルス・菌に二酸化塩素の除菌パワー」 	室内に設置する	室内空間

		<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素の除菌パワーがウイルス・菌を除去！」 ・「二酸化塩素の酸化作用により、ターゲットとするウイルス・細菌の構造を変化させてその機能を低下させます。」 ・「ウイルス当番は持続的に二酸化塩素を発生させます」 ・「二酸化塩素の酸化作用により細菌、ウイルスなどの構造を変化させて機能を低下させます。」 ・「およそ2ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「二酸化塩素の除菌パワーがウイルス・菌を除去します。」 ・「およそ3ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 		
令和4年7月5日から同月24日までの間		<p>(別添写し8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ2ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ3ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示 	リビングや玄関等の室内に設置する	リビングや玄関等

		<p>された本件商品の商品パッケージの画像 (別添写し9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「およそ1ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ2ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ3ヵ月用」、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 <p>(別添写し10)</p>	<p>室内に設置する</p>	<p>室内空間</p>
<p>令和3年1月28日から令和4年3月28日までの間</p>	<p>「ウイルス当番ブランドサイト」と称する自社ウェブサイト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素の除菌パワー」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ1ヵ月用 およそ2ヵ月用 およそ3ヵ月用」 ・「ウイルス当番は持続的に二酸化塩素を発生させます。」 ・「身近にひそむウイルス・菌に」 ・「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「およそ1ヵ月用 およそ2ヵ月用 およそ3ヵ月用」 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「トイレ」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出される画像 ・「リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など」 	<p>リビングや玄関等の室内に設置する</p>	<p>リビングや玄関等</p>

<p>令和4年7月5日から同月24日までの間</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 ・「使用場所」 リビング・玄関・寝室・キッチン・洗面所・トイレ・浴室など ・「使用の目安」との記載と共に、「おおよそ1ヵ月用：1～3畳で約2ヵ月、6～8畳で約1ヵ月」、「おおよそ2ヵ月用：3～12畳で約2ヵ月」及び「おおよそ3ヵ月用：3～12畳で約3ヵ月」との記載 ・「リビング」、「寝室」、「玄関」及び「キッチン」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト ・「よくあるご質問」として記載された「Q使用できる部屋の広さはどのくらいでしょうか？」との問いに対する「おおよそ1ヵ月用では6～8畳、おおよそ2ヵ月用・おおよそ3ヵ月用では3～12畳です。おおよそ1ヵ月用を1～3畳の部屋で使用すると約2ヶ月間効果が持続します。」との記載 ・「よくあるご質問」として記載された「Q交換期間の目安として、効果はどれくらい持続するのでしょうか？」との問いに対する「目安として、おおよそ1ヵ月用では6～8畳で約1ヵ月、1～3畳で約2ヵ月、おおよそ2ヵ月用では3～12畳で約2ヵ月、おおよそ3ヵ月用では3～12畳で約3ヵ月となります。」との記載 	<p>室内に設置する</p>	<p>室内空間</p>
	<p>(別添写し11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「空間除菌 <input checked="" type="checkbox"/> ウイルス除去 除菌」及び「簡置き型タイプ」と表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「おおよそ1ヵ月」 おおよそ2ヵ月 おおよそ3ヵ月 ・「二酸化塩素の除菌パワー」、「ウイルス・菌の除去」及び「簡置き型タイプ」との記載並びに「リビングでも」及び「玄関でも」との記載と共に、これらの場所に設置された本件商品から波紋が放出されるイラスト並びにウイルス又は菌が本件商品の本体から逃げっていくイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「おおよそ1ヵ月」 おおよそ2ヵ月 おおよそ3ヵ月 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・「※室内の高い場所に置いていただくと、成分が均一に広がりやすくなります。」 		
<p>令和3年1月28日から令和4年3月28日までの間</p>	<p>「ウイルス当番ブロードサイト」と称する自社ウェブサイトにおいて配信していた「ウイルス当番『除菌レポート』篇」と記載のある画像をクリックすると再生される動画</p>	<p>(別添写し12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素パワーで身近なウイルス・菌を除去」との文字の映像及び室内空間に浮遊するウイルス又は菌を模した物体が、本件商品から放出される波紋を受けて消滅する映像と共に、「中でも、ウイルス当番は、空間除菌ができるので、」との音声 ・女性が「助かっています。」と言葉を発する映像及び音声 ・家族4人が並ぶ映像と共に、「ウイルス対策にもう一手」との文字の映像及び音声 ・「二酸化塩素の除菌パワー ウイルス当番」及び「1ヵ月用 2ヵ月用 3ヵ月用」との文字の映像並びに本件商品の映像及び本件商品の商品パッケージの映像と共に、「ウイルス当番」との音声 <p>(別添写し11)</p>		

※別添写しについては添付を省略しています。

消表対第40号
令和6年1月29日

株式会社中京医薬品
代表取締役 米津 秀二 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「エアーマスク」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和4年4月22日から令和5年9月30日までの間、商品パッケージにおいて、「**使用目安** 60日」、「空気に反応し ClO_2 を放出 ClO_2 の持つ酸化作用により除菌・消臭」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、ネームホルダーを首から掛ける、ネームホルダーが付いた鞆を肩から掛ける、二酸化塩素発生剤が入った専用ケースをポケットに入れる等により身に着けて本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、二酸化塩素発生剤1袋につき60日間にわたり、身の回りの空間に浮遊する菌が除菌される効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社中京医薬品（以下「中京医薬品」という。）は、愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1に本店を置き、日用品雑貨の販売等を営む事業者である。
- (2) 中京医薬品は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 中京医薬品は、本件商品に係る商品パッケージ、「イキイキ良品館」と称する自社ウェブサイト及び「Air Mask® エアーマスク」と称する自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 中京医薬品は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和4年4月22日から令和5年9月30日までの間、商品パッケージにおいて、「**使用目安** 60日」、「空気に反応し ClO_2 を放出 ClO_2 の持つ酸化作用により除菌・消臭」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、ネームホルダーを首から掛ける、ネームホルダーが付いた鞆を肩から掛ける、二酸化塩素発生剤が入った専用ケースをポケットに入れる等により身に着けて本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、二酸化塩素発生剤1袋につき60日間にわたり、身の回りの空間に浮遊する菌が除菌される効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、中京医薬品に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、中京医薬品は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、中京医薬品が自己の供給する本件商品の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の

規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和4年4月22日から 令和5年9月30日まで の間	商品パッケージ	<p>・「使用目安」 60日」</p> <p>・「■使用上のご注意」との記載と共に、「●環境や条件により異なりますが、ご使用の目安は二酸化塩素発生剤1袋で約60日間になります。」</p> <p>・「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」</p> <p>・「除菌」 消臭」</p> <p>・「便利な3つの使い方」との記載と共に、ネームホルダーを首から掛けている人物の画像及び「首から掛けて」並びにネームホルダーが付いた鞆を肩から掛けている人物の画像及び「鞆に付けて」並びに専用ケースを着衣のポケットに入れている人物の画像及び「ポケットに入れて」</p> <p>・「除菌・消臭」</p> <p>(別添写し1)</p> <p>・「使用目安」 120日」</p> <p>・「■使用上のご注意」との記載と共に、「●環境や条件により異なりますが、ご使用の目安は二酸化塩素発生剤1袋で約60日間になります。」</p> <p>・「除菌」 消臭」</p> <p>・「お徳用120日 使用目安60日+スペース60日」</p> <p>・「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」</p> <p>・「便利な3つの使い方」との記載と共に、ネームホルダーを首から掛けている人物の画像及び「首から掛けて」並びにネームホルダーが付いた鞆を肩から掛けている人物の画像及び「鞆に付けて」並びに専用ケースを着衣のポケットに入れている人物の画像及び「ポケットに入れて」</p> <p>・「除菌・消臭」</p> <p>(別添写し2)</p>

表示期間	表示媒体	表示内容
		<p>・「使用目安 60日」</p> <p>・「■使用上のご注意」との記載と共に、「●環境や条件により異なりますが、ご使用の目安は二酸化塩素発生剤1袋で約60日間になります。」</p> <p>・「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」</p> <p>・「除菌 消臭」</p> <p>・専用ケースを着衣のポケットに入れている人物の画像と共に、「ポケットに入れて使用できます。」</p> <p>・「除菌・消臭」</p> <p>(別添写し3)</p>
<p>令和4年4月22日及び 同年7月5日から令和5 年5月24日までの間</p>	<p>「イキキ良品館」 と称する自社ウェブ サイト</p>	<p>・「使用目安 60日」、「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」、「除菌 消臭」及び「便利な3つの使い方」との記載と共に、ネームホルダーを首から掛けている人物の画像及び「首から掛けて」並びにネームホルダーが付いた鞆を肩から掛けている人物の画像及び「鞆に付けて」並びに専用ケースを着衣のポケットに入れている人物の画像及び「ポケットに入れて」と表示された本件商品の商品パッケージの画像</p> <p>・「①菌・臭いが気になる方へ」</p> <p>・「②ネームホルダーに二酸化塩素発生剤をセットするだけ」</p> <p>・「③二酸化塩素の放散は60日持続」</p> <p>(別添写し4)</p>
		<p>・「使用目安 120日」、「除菌 消臭」、「お徳用120日 使用目安 60日+スベア 60日」、「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」及び「便利な3つの使い方」との記載と共に、ネームホルダーを首から掛けている人物の画像及び「首から掛けて」並びにネームホルダーが付いた鞆を肩から掛けている人物の画像及び「鞆に付けて」並びに専用ケースを着衣のポケットに入れている人物の画像及び「ポケットに入れて」と表示された本件商品の商品パッケージの</p>

表示期間	表示媒体	表示内容
		<p>画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①菌・臭いが気になる方へ」 ・「②ネームホルダーに二酸化塩素発生剤をセットするだけ」 ・「③二酸化塩素の放散は60日持続、さらに60日分の薬剤を同封したお徳用です。」 (別添写し5) <p>・「使用目安 60日」、「空気に反応しC1O₂を放出 C1O₂の持つ酸化作用により除菌・消臭」、「除菌 消臭」及び専用ケースを着衣のポケットに入れて人物の画像と共に、「ポケットに入れて使用できます。」と表示された本件商品の商品パッケージの画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①菌・臭いが気になる方へ」 ・「②ネームホルダーやポケットに二酸化塩素発生剤をセットするだけ」 ・「③二酸化塩素の放散は60日持続」 <p>(別添写し6)</p>
<p>令和4年4月22日、同年8月23日から令和5年1月24日までの間及び同年4月4日から同年8月1日までの間</p>	<p>「Air Mask。エアーマスク」と称する自社ウェブサイトに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「菌・ニオイが気になる方へ／手ばなせない安心感！」 ・「空気に反応して二酸化塩素 (C1O₂) を放出。」 ・「二酸化塩素 (C1O₂) の酸化作用で除菌・消臭。」 ・「除菌・消臭」 ・「二酸化塩素 (C1O₂) の酸化作用で除菌・消臭。」 ・「菌 気になるニオイに！」 ・「二酸化塩素 (C1O₂) の特徴」との記事と共に、「二酸化塩素はフリーラジカルという独特の構造を持ち、菌などの機能を低下させます。そのメカニズムは、二酸化塩素ガスで菌やニオイの元などの外殻を酸化させ、基本構造を変化させる特殊なたんぱく質変性作用です。」 ・「▶首から掛けて ネームホルダーに『専用ケース』を差し込んで首から掛ける。」との記載と共に、

表示期間	表示媒体	表示内容
		<p>ネームホルダーを首から掛けている人物の画像</p> <p>「カバンに付けて ネームホルダーのフックのみを使い、バッグや服に装着する。」との記載と共に、</p> <p>ネームホルダーが付いた鞆を腕に掛けている人物の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> 「▶ポケットに入れて 『専用ケース』をそのままポケットに入れる。」との記載と共に、専用ケースを着衣のポケットに入れていない人物の画像 「二酸化塩素発生の特性」との記載と共に、「二酸化塩素発剤が空気に反応し、二酸化塩素の酸素力で空気中に浮遊する菌、気になるニオイを除菌・消臭します。」 「ご使用上の注意」との記載と共に、「●環境や条件により異なりますが、使用の目安は約60日になります。」 <p>(別添写し7)</p>

※別添写しについては添付を省略しています。

消表対第41号
令和6年1月29日

ピップ株式会社
代表取締役 松浦 由治 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ウィルリセット」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和5年7月27日以降、Instagramと称するSNS（以下「Instagram」という。）内の「XXXXXXXXXX」と称するアカウントの投稿において、本件商品、本件商品の商品パッケージ及び二人の子供の画像並びに本件商品及び二人の子供の画像と共に、「部屋のウイルス対策として二酸化塩素で室内のウイルス・菌を除去してくれる、ピップ『ウィルリセット』を置き始めてみました!」、「置き型・ゲルタイプでタブレットをセットして置くだけ設置も簡単だし、塩素のニオイが気にならず、いい香りがする」、「フローラルとフルーティーの香りがあるよ」、「これからの季節もしっかり対策していこう」、「#ピップ」、「#ウィルリセット」、「#ウイルス対策」及び「#PR」と表示することにより、あたかも、本件商品を室内に設置すれば、室内空間において、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和4年4月21日

から令和5年4月30日までの間、商品パッケージにおいて、「ウイルス・菌を除去 ※1」、「二酸化塩素のチカラ」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、室内空間において、同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ピップ株式会社（以下「ピップ」という。）は、大阪市中央区農人橋二丁目1番36号に本店を置き、日用雑貨の販売等を営む事業者である。
- (2) ピップは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3)ア ピップは、本件商品に係る商品パッケージ、「ピップ製品情報」と称する自社ウェブサイト及び「ピップ ウェルネス通販」と称する自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

イ ピップは、本件商品の販売に関し、別表「表示媒体・表示箇所」欄記載のInstagram内のアカウントを保有する者に対し、同表「表示内容」欄記載の表示の内容をInstagram内に投稿するよう指示することなどにより、本件商品に係るInstagram内の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ピップは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和4年4月21日から令和5年4月30日までの間、商品パッケージにおいて、「ウイルス・菌を除去 ※1」、「二酸化塩素のチカラ」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、室内空間において、同表「効果」欄記載のとおり効果

果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ポップに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ポップは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ポップが自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

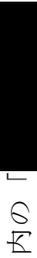
（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和4年4月21日から令和5年4月30日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「※室内の高い場所に置いていただく、成分が広がりやすくなります。」 ・「ウイルス・菌を除去 ※1」 ・「二酸化塩素のチカラ」 ・「※2 約2ヶ月持続」 ・「塩素のニオイを気にせずお部屋の ウイルス・菌を除去 ※1」との記載と共に、ウイルス又は菌が逃げるイラスト ・「お部屋に置いて 塩素のニオイを気にせず除菌」 ・「※イメージ図」との記載と共に、「リビング」との記載並びにソファアーム及びスタンドライトのイラスト、「寝室」との記載及びベッドのイラスト並びに「子ども部屋」との記載及び玩具のイラスト ・「ご使用の目安 6～8畳 約2ヶ月間 ※2」 (別添写し1及び別添写し2) 	リビング、寝室、子供部屋等の室内に設置する	本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、約2か月間にわたり、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
令和4年4月21日及び同年7月5日から令和5年4月27日までの間	「ピップ製品情報」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※2 約2ヶ月持続」及び「塩素のニオイを気にせずお部屋の ウイルス・菌を除去 ※1」との記載と共に、ウイルス又は菌が逃げるイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「・二酸化塩素で室内のウイルス・菌を除去 (※1)」 ・「・ご使用の目安 6～8畳 約2ヶ月持続 (※2)」 (別添写し3及び別添写し4) 	室内に設置する	
令和4年4月21日及び同年7月5日から令和5年3月5日までの間	「ピップウェルネス通販」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※2 約2ヶ月持続」及び「塩素のニオイを気にせずお部屋の ウイルス・菌を除去 ※1」との記載と共に、ウイルス又は菌が逃げるイラストが表示された本件商品の商品パッケージの画像 ・「・二酸化塩素で室内のウイルス・菌を除去 (※1)」 		

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
21日まで の間		<p>・「ご使用の目安 6～8畳 約2ヶ月持続(※2)」 (別添写し5及び別添写し6)</p> <p>・本件商品、本件商品の商品パッケージ及び子供の画像(2種類)、本件商品及び口を自身の手で押さえた子供の画像並びに本件商品及び足を踏み出した子供の画像と共に、「置き型・ゲルタイプだから、液体を混ぜたりする必要がなくてタブレットをセットして置くだけ 設置も簡単で◎」、「#ピップ」、「#ウィルリセット」、「#ウイルス対策」及び「#PR」</p> <p>(別添写し7)</p>		室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
令和5年4月10日	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>・本件商品、本件商品の商品パッケージ及び二人の子供の画像並びに本件商品及び二人の子供の画像と共に、「部屋のウイルス対策として二酸化塩素で室内のウイルス・菌を除去してくれる、ピップ『ウィルリセット』を置き始めてみました!」、「置き型・ゲルタイプでタブレットをセットして置くだけ設置も簡単だし、塩素のニオイが気にならず、いい香りがする」、「フローラルとフルーティの香りがあるよ」、「これからの季節もしっかり対策していいこう」、「#ピップ」、「#ウィルリセット」、「#ウイルス対策」及び「#PR」</p> <p>(別添写し8-1及び別添写し8-2)</p>		本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
令和5年7月27日以降	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>・本件商品及び子供の画像、本件商品及びスマートフォンを見る子供の画像、本件商品及び子供の後ろ姿の画像並びに本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像と共に、「でも今年はコロナもあり、インフルエンザも冬に向けて流行りだすから、少しでもできることを!と、おうちのウ</p>		室内空間に浮遊するウイルスが除去される効果

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和5年7月27日から同年10月3日までの間	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>ウイルス対策に、ピップの置き型ウイルス除去『ウイルスセツト』を投入してみました:)、「ほんのり香りつきで、塩素の匂いがかが気にならず、ぱっと置ける簡単なのが良く、笑 ウイルスセツトに◎」、「高いところの方が広がりやすいとこのことで、普段はベビゲートがついてて入れない階段に設置!」、「#fashion」、「#公式サンキュグラマー」、「#赤ちゃんのいる暮らし」、「#男の子ベビー」、「#男の子ママ」、「#ママ」、「#ウイルスセツト」、「#ピップ」、「#ウイルス対策」、「#pr」、「#犬のいる暮らし」、「#赤ちゃんと犬」及び「#1歳10ヶ月」 (別添写し9-1及び別添写し9-2)</p> <p>・本件商品及び乳児の画像(3種類)、本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像並びに本件商品及び子供の画像と共に、「赤ちゃんが我が家に来てきたからウイルス対策もしつかりしないとだな」、「てことでピップの『ウイルスセツト』を置いてみた」、「タブレットをセットして置くだけだから設置がめちゃ簡単」、「フルーティの香りだからいい香りだし塩素のニオイが全く気にならないよ」、「子供達の手が届かないように高いところに置いとります」、「#PR」、「#ピップ」、「#ウイルスセツト」、「#ウイルス対策」、「#新生児」、「#0歳」、「#赤ちゃん」、「#赤ちゃんのいる生活」、「#baby」、「#子育て」、「#育児」、「#男の子ベビー」及び「#癒し」 (別添写し10-1及び別添写し10-2)</p> <p>・本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像と共に、「匂いフェチの除菌対策」、本件商品が置いてある棚の画像と共に、「存在感えめ・・・良き」、本件商品が置いて</p>		室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
令和5年7月27日から同年10	Instagram内の「  」			本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、室内空間に浮遊するウイ

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
月3日まで の間	「 」と称する アカウントの投稿	ある棚の画像等と共に、「これは加えて除菌もできるとのことです。 (完全にドラマの影響)」、「商品説明に高い場所においた方が成分が広がりやすくなる、あつたの、高い場所に置いてみたんですが、」「そこは、私がいも仕事をやる場所なんですが、」「なんとというか空気が良き?」、「においがきつくないのもいいな〜って思いました〜。」「二酸化塩素で室内のウイルスや菌を除去してくれたいな〜。」「実はしよっちゅうお世話にいな〜。」「ピップエレキバンのかほりも出る商品みたいですね!」、「フルーティのかほりもあるようなので、購入したいと思います〜!」、「#ピップ」、「#ウイルスセット」、「#ウイルス対策」及び「#PR」 (別添写し11-1及び別添写し11-2)		ルス又は菌が除去又は除菌される効果
令和5年7月27日から同年10月3日まで の間	Instagram内の「 」と称する アカウントの投稿	<ul style="list-style-type: none"> 本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像並びに本件商品が置いてある部屋の画像(2種類)と共に、「部屋に馴染む置き型除菌」、「ピップのウイルス・菌を除去する置き型除菌 ウィルリセットを試させてもらってます」、「二酸化塩素の力でニオイや菌を除去 フローラルの香りだからツーンとした香りは全くなしでした!」、「リビングは皆がよく居る場所だから我が家はリビングに2つ置きました」、「丸いデザインだからインテリアに馴染むのも有り難い」、「これからの季節はインフルエンザや胃腸炎が流行るから←一番厄介 置くだけでウイルス除去になるのはかなり有り難い!」、「約2ヶ月は持つので12月に交換して続けて置きたいと思います」、「置き型の二酸化塩素で室内のウイルス・菌を除去(※1)」、「ご使用の目安 		本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、約2か月間にわたり、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和5年7月27日から同年10月3日までの間	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>6～8畳 約2ヶ月持続(※2)、「(※1)当社試験による(28立方メートルの完全密閉ではない室内で二酸化塩素濃度を測定)」、「(※2)当社試験による(モデル槽内で二酸化塩素濃度を測定し実使用空間での値に換算)」、「#ピップ」、「#ウイリセット」、「#ウイリス対策」、「#PR」、「#子供のいる暮らし」、「#こどものいる暮らし」、「#こどもと暮らす」、「#ウイリス対策」、「#風邪予防」、「#風邪対策」、「#置き型除菌」及び「#ウイリス除去」(別添写し12-1及び別添写し12-2)</p> <p>・本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像並びに本件商品が置いてある部屋の画像(3種類)と共に、「冬のウイリス対策に。毎日の暮らしに"空間除菌"を取り入れてみました」、「今までは手洗いうがい、スプレー除菌を意識していましたが、見えない空間にも菌は存在しているので、対策は必須です!」、「ピップ『ウイリセット』をリビング横の和室と寝室に置いています。一見置き型の除菌とはわからない、シンブルでコロソツとした形が気に入っています」、「塩素のニオイも気になりません*フローラルな香りで癒されます フルーティーな香りもあるので試してみたいです。」、「我が家の必需品になりました!」、「ピップ『ウイリセット』は菌を除去する置き型ゲルタイプの除菌剤です。」、「子どもが触ってもこぼれないのが嬉しい◎」</p> <p>ご使用の目安は6～8畳/約2ヶ月間です。、「商品は楽天roomにも載せています ぜひチェックしてみてください。」、「#ピップ」、「#PR」、「#ウイリセット」及び「#ウイリス対策」(別添写し13-1及び別添写し13-2)</p>		約2か月間にわたり、室内空間に浮遊するウイリス又は菌が除去又は除菌される効果

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和5年7月27日から同年10月3日までの間	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>・本件商品の商品パッケージの画像と共に、「空気中のウイルスをやっつける!」、本件商品の商品パッケージの画像と共に、「部屋の大きさは6〜8畳がおすすめ 約2ヶ月間効果あり」及び「空気中のウイルスを除去してくれる置き型のタイプの物を設置しました」、二酸化塩素と称したイラスト及び「やっつけろ!」との記載並びに菌・ウイルス・カビと称したイラスト及び「やられた」との記載と共に、「置き型の空間除菌とは?」及び「置いておくだけで空間にいる菌・ウイルス・カビをやっつけてくれる※全て除去できる物ではない」、本件商品が置いてある部屋の画像(2種類)、本件商品が置いてある寝室の画像、本件商品が置いてある寝室の画像と共に、「置くだけでウイルスが減った気持ちになりました ええ、単純なんです」の画像等と共に、「これからどんどん気温も下がって、気をつけたいのが『ウイルス』 乾燥する季節になってくると、風邪やインフルエンザなどの感染症が心配です。今年は室内除菌ができる置き型タイプの【ピップ「ウイリリセツト】を置いてみました。」「二酸化塩素の力で ◆ウイルス ◆菌 ◆カビの除菌ができます。※全て除去できる物ではないです。」「今回置いた商品はフローラルの香りなので、二酸化塩素の臭いはしません。また、フローラルの臭いもきつすぎないので、室内に馴染むなと感じました。」「今年は体調を崩しやすくなっているの、少しでも効果があるといいなあと期待しています。」「#PR」、「#ピップ」、「#ウイリリセツト」、「#ウイルス対策」、「#一条工務店」、「#一条工務店アイスマート」、「#一条工務店 i s m a r t」、「#アイスマート」、「#アイスマー</p>		<p>本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、約2か月間にわたり、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果</p>

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	効果
令和5年7月27日から同年9月29日までの間	Instagram内の「  」と称するアカウントの投稿	<p>ト2、「#みてみて一条」、「#コンパクトハウス」、「#30坪の家」、「#31坪の家」、「#マイホーム記録」、「#マイホームメモ」、「#マイホーム」、「#吹き抜け」、「#吹き抜けリビング」、「#吹き抜けのある家」、「#フロートテレビボード」、「#壁掛けテレビ」、「#オーブンステア」、「#ホワイトウォールナット」及び「#グリーンのある暮らし」(別添写し14-1及び別添写し14-2)</p> <p>・本件商品及び本件商品の商品パッケージの画像並びに本件商品が置いてある部屋の画像と共に、「室内の除菌アイテムにウイレルセット」、「我が家はリビングに置いています」、「塩素のニオイも気にならないし、2種類の香りから選べるので大満足」、「の手の届かない棚の上にごっそり置いてお部屋を除菌中です」、「フルーティな香りhttps://www.pipjapan.co.jp/products/sterilization/672375/」、「フローラルな香りhttps://www.pipjapan.co.jp/products/sterilization/672368」、「#ピップ」、「#ウイレルセット」、「#ウイルス対策」、「#PR」、「#除菌グッズ」、「#除菌アイテム」、「#除菌」、「#お部屋の除菌」、「#baby」、「#mama」、「#babystagram」、「#幼児」、「#令和ベイビー」、「#生後17ヶ月」、「#1歳」、「#赤ちゃんのいる生活」、「#いいね返し」、「#5月生まれベイビー」、「#こどものいる暮らし」、「#女の子ママ」、「#新米ママ」、「#女の子ベイビー」及び「#ワーママ」</p> <p>(別添写し15-1及び別添写し15-2)</p>		室内空間に浮遊する菌が除菌される効果

※別添写しについては添付を省略しています。

消表対第42号
令和6年1月26日

株式会社三和製作所
代表取締役 小林 広樹 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「二酸化塩素発生剤クロツツ空間除菌」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っているので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年4月21日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「二酸化塩素発生剤」、「 ClO_2 」、「クロツツ空間除菌」、「使用開始日より60日間有効」、「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去！」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を据え置き又は壁掛けにて設置して使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、60日間にわたり、室内空間において、室内空間に浮遊する細菌又はウイルスが除菌又は除去される効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年4月21日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「二酸化塩素発生剤」、「 ClO_2 」、「クロツツ空間除菌」、「使用開始日より60日間有効」、「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去！」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を据え置き又は壁掛けにて設置して使用すれば、本件商品から発生

する二酸化塩素の作用により、60日間にわたり、室内空間において、室内空間に浮遊する細菌又はウイルスが除菌又は除去される効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社三和製作所（以下「三和製作所」という。）は、東京都江戸川区中央四丁目11番8号に本店を置き、医薬品・健康器具・健康食品の販売等を営む事業者である。

(2) 三和製作所は、本件商品を小売業者を通じて、一般消費者に販売している。

(3) 三和製作所は、本件商品に係る商品パッケージの表示内容を自ら決定している。

(4)ア 三和製作所は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和4年4月21日以降、商品パッケージにおいて、例えば、「二酸化塩素発生剤」、「 ClO_2 」、「クロック空間除菌」、「使用開始日より60日間有効」、「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去!」等と表示するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を据え置き又は壁掛けにて設置して使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、60日間にわたり、室内空間において、室内空間に浮遊する細菌又はウイルスが除菌又は除去される効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、三和製作所に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、三和製作所は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、三和製作所が自己の供給する本件商品の取引に関し行っている表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素発生剤」、「ClO₂」及び「クロツツ空間除菌」 ・「適応面積 30～最大40畳」 ・「使用開始日より60日間有効」 ・「二酸化塩素発生剤」、「クロツツ空間除菌」及び「ClO₂」 ・「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去!」 ・「適応面積 30～最大40畳 天井高2.5mの場合」 ・「使用開始 年 月 日 上記日付より60日間有効」 	(別添写し1)
<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素発生剤」、「ClO₂」及び「クロツツ空間除菌」 ・「適応面積 10～最大20畳」 ・「使用開始日より60日間有効」 ・「二酸化塩素発生剤」、「クロツツ空間除菌」及び「ClO₂」 ・「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去!」 ・「適応面積 10～最大20畳 天井高2.5mの場合」 ・「使用開始: 年 月 日 上記日付より60日間有効」 	(別添写し2)
<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素発生剤」、「ClO₂」及び「クロツツ空間除菌」 ・「適応面積 6～最大12畳」 ・「使用開始日より60日間有効」 ・「二酸化塩素発生剤」、「クロツツ空間除菌」及び「ClO₂」 ・「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去!」 ・「適応面積 6～最大12畳 天井高2.5mの場合」 ・「使用開始: 年 月 日 上記日付より60日間有効」 	(別添写し3)

表示内容

- 「使用開始日より60日間有効」
- 「二酸化塩素発生剤」、「クロックス空間除菌」及び「CLO₂」
- 「空間の細菌・ウイルス・悪臭を除去！」
- 「適応面積 [1～最大4畳] 天井高2.5mの場合」
- 「使用開始： 年 月 日 上記日付より60日間有効」

(別添写し4)